

山鹿市一本松農村公園の指定管理者の募集について

山鹿市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（以下「指定手續条例」という。）第 2 条の規定により、山鹿市一本松農村公園の指定管理者を次のとおり募集します。

令和 7 年 8 月 1 8 日

山鹿市長 早 田 順 一

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 山鹿市一本松農村公園
- (2) 所在地 山鹿市鹿本町高橋 9 4 番地

2 指定管理者が行う管理の業務内容

- (1) 農村公園の利用の承認に関する業務
- (2) 農村公園の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が農村公園の管理上必要と認める業務
- (4) その他仕様書に定める業務

3 指定管理者を指定して管理を行わせる期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 選定の基準

指定手續条例第 4 条各号に掲げるとおりとします。

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であることとします。

- (1) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (2) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しないこと。

- (4) 山鹿市契約に係る指名停止等の措置要綱（平成１７年山鹿市告示第１２２号）第２条の規定による指名停止措置を受けていないこと。
- (5) 地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第１１項の規定により、市又は他の地方公共団体から指定を取り消された日から１年、又は指定管理の業務の全部若しくは一部を停止された期間の満了する日から６か月を経過していること。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員が支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれらに準ずる地位に就任し、又は実質的に経営等に関与していないこと。
- (7) 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定による更生手続又は再生手続を行っていないこと（会社更生法又は民事再生法に基づく更生手続開始又は再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。また、電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全でないこと。
- (8) 労働者災害補償保険に加入していること（従業員を雇用している場合に限る。）。
- (9) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業者の登録を受けている又は指定管理期間開始までに登録を受ける予定であること。（※ インボイス制度への対応が必要な施設に限る。）

## 6 申請書提出先及び受付期間

### (1) 提出先及び問合せ先

山鹿市農林部農業振興課（市役所庁舎２階） 担当 高木

〒８６１－０５９２ 山鹿市山鹿９８７番地３

電話番号 ０９６８－４３－１５５６

FAX番号 ０９６８－４３－８７９５

電子メールアドレス

nshin@city.yamaga.kumamoto.jp

### (2) 受付期間

令和７年９月１６日（火）から令和７年９月２２日（月）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前９時から午後５時までとします。

### (3) 提出方法

提出先へ直接持参し、又は郵送（一般書留又は簡易書留のいずれか）するものとします。ただし、郵送による場合は、受付期間内に到着するものとし、不慮の事故による紛失又は遅配については、考慮しません。また、電送（電子メール、ファクシミリ）による提出は、受け付けません。

## 7 その他

詳細については、山鹿市一本松農村公園指定管理者募集要項に定めるとおりとします。